

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国民一般向け業務に係る平成 27 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 28 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

黒田 尚 ⑩

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

池田 敏 夫 ⑩

監査役

高橋 伸 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

農林水産業者向け業務に係る平成 27 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 28 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

黒田 尚 ⑩

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

池田 敏 夫 ⑩

監査役

高橋 伸 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

中小企業者向け業務に係る平成 27 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 28 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

黒田 尚 ⑩

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

池田 敏 夫 ⑩

監査役

高橋 伸 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

信用保険等業務に係る平成 27 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 28 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

黒田 尚 ⑩

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

池田 敏 夫 ⑩

監査役

高橋 伸 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

危機対応円滑化業務に係る平成 27 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 28 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫	監査役	黒田 尚 ⑩
	監査役	大和田 桂 則 ⑩
	監査役	池田 敏 夫 ⑩
	監査役	高橋 伸 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

特定事業等促進円滑化業務に係る平成 27 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 28 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

黒田 尚 ⑩

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

池田 敏 夫 ⑩

監査役

高橋 伸 子 ⑩